

国立大学法人北海道大学総合博物館と洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会の  
相互協力に関する覚書

国立大学法人北海道大学総合博物館（以下、「博物館」という。）と、洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会（以下、協議会といふ。）は、「国立大学法人北海道大学総合博物館と洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会の相互協力協定書」に基づき、次のとおり覚書を取り交わす。

- 1 博物館と協議会は、地球科学をはじめとする科学や文化についての研究、ジオパークにおける博物館活動、減災教育、学校教育、生涯学習の普及啓発、および地域振興に関することについて、相互に連携、協力して取り組むこととする。
- 2 1の連携、協力関係を深めるため、博物館は、協議会が推薦する学術専門職員を、資料部研究員として委嘱することができる。
- 3 2の学術専門員は、協議会に勤務するが、必要に応じ博物館の施設、機材、資料等を利用できるものとする。

本書は2通作成し、両者が記名押印の上それぞれ1通を保管するものとする。

平成30年12月18日

国立大学法人北海道大学総合博物館

洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会

館長

中川 光弘

会長

真尾 敏彦



国立大学法人北海道大学総合博物館と洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会の  
相互協力協定書

国立大学法人北海道大学総合博物館（以下、「博物館」という。）と、洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会（以下、「協議会」という。）は、相互の発展に向けて、以下の相互協力事項について、連携、協力関係を深めることを目的として、この協定を締結する。

なお、協議会と博物館は、相互の協力の形態などについて、両者間で別途協議するものとする。

1 相互協力事項

- 1) ジオパークの学術研究の推進および普及啓発に関すること
- 2) ジオパークおよび博物館が連携して行う調査研究事業に関すること
- 3) 火山学をはじめとする地球科学の普及啓発に関すること
- 4) その他、科学技術、文化の振興に関すること
- 5) 火山噴火をはじめとする自然災害のリスク軽減に関すること
- 6) 博物館教育、学校教育、生涯学習に関すること
- 7) 地域振興に関すること
- 8) その他両者の協議に関すること

2 この協定書は、調印の日から効力を生じるものとし、有効期限は5年間とする。ただし、協定書の有効期限は満了の3か月前に、どちらの機関からも特段の申し入れが無い場合には、この協定はその後5年毎に自動的に更新されるものとする。

3 この協定の締結を証するため、本協定書は2通作成し、両者が記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成30年12月18日

国立大学法人北海道大学総合博物館

洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会

館長

中川 光弘



会長

寛屋 敏春

